

介護等体験の代替措置 通信教育受講募集要項（令和5年度後期）

1. 事業の概要

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所では、幼稚園（認定こども園含む）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において特別支援教育に携わる教員の免許状の取得等を支援するため、インターネットによる免許法認定通信教育（以下「通信教育」）を実施しています。

このたび、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護等体験（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）第2条第2項に規定する介護等の体験をいう。以下同じ。）の実施が困難な事態であることを受け、その代替措置として、令和2年度から令和5年度までの間に限り、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）附則第2項の規定により読み替えられた同令第3条第1項並びに「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和2年8月11日文部科学大臣決定。令和5年2月28日最終改正。）に基づき、令和2年度から令和5年度までの間において介護等体験を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難な者についても通信教育の受講を認めることとしました。

2. 開設科目名及び受講対象者

- ・既卒者で、小学校・中学校の教諭の普通免許状の取得を目指している方が対象です。
- ・この通信教育では、特別支援学校教諭の免許状取得に必要な「単位」を取得することはできません。
- ・免許法認定通信教育による単位認定試験を受験する必要はありません。

科目名	受講対象者
視覚障害児の教育課程及び指導法（15講） 教育職員免許法施行規則に定める「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（視覚障害者）」	令和2年度から令和5年度までの間において介護等体験を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難な者（ただし、 <u>小学校又は中学校の教諭の教職課程を置く大学・指定教員養成機関に在学していない者に限る。</u> ）
聴覚障害児の教育課程及び指導法（15講） 教育職員免許法施行規則に定める「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（聴覚障害者）」	

※今回の特例により受講可能となる者については、上記いずれかの科目について、全ての映像講義の視聴を完了し、各映像講義の終了後に実施する「理解度チェックテスト」に全て合格することにより介護等体験の免除者として認めていることから、単位認定試験の受験は必要ありません（「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等の施行について（通知）」（令和5年2月28日付4文科教第1638号総合教育政策局長通知））。

3. 受講申込期間

令和5年9月19日（火）～令和5年10月1日（日）

※これ以降、申請のあったものについても随時受け付ける。

4. 講習期間

令和5年10月2日（月）～令和6年2月4日（日）

5. 受講定員数

各科目100名

6. 受講料

受講無料です。ただし、受講のためのデータ通信料は本人の負担となります。

7. 受講環境条件

動作保証している受講環境は、以下のとおりです。

動作保証していない受講環境で受講を開始した場合には、動作に不具合が発生しても対応いたしかねる場合がありますので、予めご承知おきください。

○ Windows端末（パソコン・タブレット端末）

OS	ブラウザ
Windows 10	Microsoft Edge / Firefox / Google Chrome
Windows 11	Microsoft Edge / Firefox / Google Chrome

○ Android端末（タブレット端末・スマートフォン）

OS	ブラウザ
Android 7.0以上	Google Chrome

○ iOS端末（iPad・iPhone）

OS	ブラウザ
iOS 10以上	Safari

8. 受講申込手続き

国立特別支援教育総合研究所Webサイト (<http://www.nise.go.jp/nc/>) からアクセスし、所定の受講申込フォームに必要事項を入力してください。免許法認定通信教育の申し込みとは異なることに留意してください。

受講申込フォーム入力内容を確認した後、利用申請承認メールをお送りします。受講申込後2週間を過ぎてもメールが届かない場合は、**代替措置通信教育オフィス** まで、メールにてご連絡ください。

9. 受講方法

(1) アカウント情報の通知

利用申請承認メールにて受講に必要なユーザーID及びパスワードを通知します。

受講申込後2週間を過ぎてもメールが届かない場合は、**代替措置通信教育オフィス** まで、メールにてご連絡ください。

※携帯・スマートフォンのメールアドレスを登録された場合、各キャリアのセキュリティ設定の影響により、メールが正しく届かない事例が増えています。あらかじめ、“@nise.go.jp”ドメインを受信できるように設定してください。

(2) 映像講義の視聴

映像講義は、講習期間中に限り視聴することができます。視聴する映像講義に対応する教材をダウンロードして学習してください。講習期間中に全ての映像講義の視聴を完了し、各映像講義の「理解度チェックテスト」全てに合格すれば修了です。

映像講義の内訳は以下のとおりです。

○ 科目名： 視覚障害児の教育課程及び指導法

- ① 視覚障害の基礎知識
- ② 視覚障害のある子供の教育の場と教育課程の編成
- ③ 発達段階に応じた指導Ⅰ（乳幼児期・幼稚部）
- ④ 発達段階に応じた指導Ⅱ（小学部・中学部・高等部）
- ⑤ 各教科の指導Ⅰ（国語・算数・数学）
- ⑥ 各教科の指導Ⅱ（社会・理科・英語）
- ⑦ 各教科の指導Ⅲ（図画工作/美術・家庭/技術・家庭）
- ⑧ 各教科の指導Ⅳ（音楽・体育/保健体育）
- ⑨ 重複障害教育Ⅰ（概論）
- ⑩ 重複障害教育Ⅱ（実践編）
- ⑪ 自立活動Ⅰ（実態把握・検査法等）
- ⑫ 自立活動Ⅱ（盲児童生徒：点字の初期指導・歩行指導）
- ⑬ 自立活動Ⅲ（弱視児童生徒：文字指導と視覚補助具の活用）
- ⑭ 自立活動Ⅳ（情報機器等の活用）
- ⑮ キャリア教育と職業教育

○ 科目名： 聴覚障害児の教育課程及び指導法

- ① 聴覚障害教育の基礎
- ② 特別支援学校（聴覚障害）の教育課程
- ③ 聴覚障害教育におけるコミュニケーション
- ④ 聴覚障害児の言語発達
- ⑤ 聴覚障害乳幼児の指導と教育相談
- ⑥ 聴覚障害教育における指導の実際（幼稚部）
- ⑦ 聴覚障害教育における自立活動①（言語指導）
- ⑧ 聴覚障害教育における指導の実際Ⅰ（国語科）
- ⑨ 聴覚障害教育における指導の実際Ⅱ（算数・数学科）
- ⑩ 聴覚障害教育における指導の実際Ⅲ（外国語）
- ⑪ 聴覚障害教育におけるカリキュラム・マネジメントの充実
- ⑫ 聴覚障害教育における自立活動②（聴覚評価）
- ⑬ 重複障害児への教育的対応
- ⑭ 聴覚障害教育におけるICT活用
- ⑮ 聴覚障害教育におけるキャリア教育と進路支援

1 1. 証明書の発行

講習期間中に全ての映像講義の視聴を完了し、各映像講義の終了後に実施する「理解度チェックテスト」に全て合格した方を介護等体験の免除者とし、令和6年3月上旬までに、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和2年8月11日文部科学大臣決定。令和5年2月28日最終改正。）別記様式に定める証明書を発行します。

証明書は、講習期間終了後に、受講システムに登録された住所宛に郵送します。ご自身のプロフィール（住所、氏名、メールアドレス等）が変更になった場合には、講習期間中に受講システムにログインし、画面上部に表示される「ユーザー設定」から「ユーザー情報」を更新してください。

1 2. 特別な配慮が必要な場合

映像講義の視聴に際して特別な配慮が必要な場合は、受講申込手続きの際に具体的な内容をお知らせください。必要に応じて事前相談させていただきます。

1 3. その他

受講にあたっては、「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等の施行について（通知）」（令和5年2月28日付け4文科教第1638号総合教育政策局長通知）をよくお読みください。

1 4. 問い合わせ先

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

代替措置通信教育オフィス（事務局：総務部研修情報課 代替措置担当）

E-mail: daitai2023@nise.go.jp